

私は、議案第 97 号「個別外部監査契約の締結について」原案反対の立場で討論致します。

反対の最大の理由は、外部監査は外部モニタリングではないという点です。質疑への答弁で、似て非なるものであることははっきりしました。すなわち一言で言えば、モニタリングは「継続した監視」ですが、監査は「後日の検証」でしかありません。

市はこれまで、西尾市方式 P F I 事業を行ううえで「外部モニタリング」を必要不可欠なものであり、これによって事故やトラブルは間違いなく防げると喧伝してきました。ところが、その主張は後退に後退を重ね、今回の外部監査契約に至ったわけです。

市が当初、主張していたような外部モニタリングを的確に行うためには、建設業務を例にするなら、経験豊かな大手建設会社の中堅クラスで現場監督のキャリアを積んだ建築技師がつききりでなければならぬだろうと言われてきました。そのうえで、速やかな改善の指示ができなければ効果はありません。私はかねて、この点を指摘してきたわけです。

ところが外部監査では、市がモニタリングした結果を年に 2 回監査するに過ぎず、さらに本市の契約書では、指摘も改善も S P C 経由でしかできませんし、相手企業がこれに従うかどうかの保障もありません。

個別の P F I 事業なら問題にならないところですが、包括的 P F I の西尾市方式では S P C が建設業務を行わないことになっているため、この制度内で事業が適正に実施できるのか、やりきれぬのかどうかも危ういのです。

モニタリングの合意書についても未だ調整中といます。本来なら、契約書に記載されていなければならない書証類、サービス対価支払い計画表もそうでしたが、本市では別立てにされており、議会のチェックなしに済む仕掛けであることも大きな問題です。

市は、職員によるモニタリングを充実させるとか質の向上を図るなどと言いますが、そんなことは当然の市の責務であり、むしろ、外部からのアドバイスがなければ、職員のモニタリングはちゃんと出来ないのかと逆に問い直されるであらうでしょう。語るに落ちるとはこのことです。

2 点目に、外部監査人の選任とその業務内容について、市の不備を述べます。

質疑では、この外部監査人については、P F I の経験はないことが分かりました。そればかりか、監査人が所属する法人については、本事業の S P C、また P F I 事業にかかる利害関係者となるかどうかについても、市は調査を行っておらず、その選任方法と不十分な調査に疑義を持たざるを得ません。

もつとも、これ以前に、市はSPC本体についても、法定の調査を行っていませんから言語道断です。すなわち、市との契約にあたっては、法人登記されたばかりの会社、社会的信用も実績もない会社については、出資者の組成やその出資割合など詳細に把握して、その企業内容の審査を行わなければなりません。西尾市契約規則第3条第1項第4号「契約者の信用状態を的確に把握すること」の規定にある通りです。にも拘わらず(株)エリアプランについて、市はこれを怠っています。議会から再三の指摘を受け、請求を受けても、未だにダンマリを続けているのですからお話になりません。市民への甚だしい背信行為であります。

本外部監査が、具体的にどのように行われるのか多くの議員が質してきましたが、今に至っても、補佐人として弁護士、税理士、一級建築士等を入れるとの繰り返しに終始し、いつどのように監査をするのか、これらの人物が継続して選任されるのかも定かではありません。さらには無資格者でも良いとも言い出すのですから、外部監査の信頼性そのものが揺らいでいるのです。今回、契約額から逆算して、来年3月までに42回分のチェックが見込まれるというだけで、市としての具体的なプランをまったく示さず、極めて不誠実です。

全国初の西尾市方式ならば、外部監査などというやり方もまた全国初ならば、市民の不安、議会の不安や不信を払拭するための十分な説明が欠かせないはずですが。

3点目は、事業の費用対効果についてです。

外部監査については「やらないよりまし」ではないかとの声を聞きます。しかし、200億円・30年に及ぶ事業です。「ないよりまし」程度のもので良いのでしょうか。

私は、本当に必要ならば、もっと費用をかけても良いし、しっかりした仕組みを講じるべきだと思います。市は、経費は少ないと強調していますが、おためごかしではありませんか。

コンサルタントの天米氏は、外部モニタリングを行わなかったためにまんのう町では失敗したのだと、繰り返し議会にも市民にも説明してきました。私が、まんのう町に事情聴取したところでは、町でもSPCでも「監理」が機能していなかった点がありました。そこで、手立てとして考えられるのは、各部分の「監理」に当たるところをチェックすることです。市は、建築士にしる弁護士にしる、監理を必要とする部分に集中して配置する方策は考えなかったのでしょうか。

市は、あたかも市の負担がないかのように外部監査の費用を特別交付税の範囲内と限定しています。しかし、そこに特定する根拠は何なのでしょう。

金をかけたくないのは、今の予算だけでも年間1千200万円、10年で1億2000万円、30年では3億6000万円となってしまう、SPCの維持組成費16億9900万円と合わせると20億6000万円にもなります。直営ならいらぬ経費です。経費をかけないのは、PFIなら安くできると言ってきたメリットがなくなるからではありませんか。

外部監査だモニタリングだと新たな困難を抱えなくても、直営で、ひとつずつ堅実に、事業を行っていけば、公共施設再配置第1次プロジェクトは十分に行うことができる、そ

う考えている職員もたくさんいるのではないかと、私はそれを憂います。
市民や議会に対してだけでなく、各担当課にも積算根拠など必要な情報が明らかにされずに資産経営局だけが握っている、来年度予算の編成だというのに、未だに秘密主義が横行していると聞きます。

現に、先の全員協議会でも、基本設計の図面は公開できない、SPCから出すなど言われているとの答弁が続きました。ついこの前まで、基本設計は広く市民の意見を聞き、実施設計に反映させると言ってきたのは嘘だったということです。それほどに市民を欺いて、市として、市長として真つ当な仕事ができるのですか。

そもそも、ダメなものを契約したために体裁を繕っているだけで、繕いきれずに、あちこちに綻びが見えるというのが、この「外部監査」の実体です。本来、繕いきれるものではないことは自明の理であります。

このままの「外部監査」では、到底賛成することができません。市当局の真つ当な職責の遂行を求めて私の原案反対討論といたします。